

わが国の性教育政策の分岐点と 包括的性教育の展望

—学習指導要領の問題点と国際スタンダードからの逸脱—

浅井 春夫

(立教大学名誉教授)

はじめに—性教育をめぐる転換点—

わが国の性教育政策は子どもたちの性意識・性行動の現実と国際的なスタンダード（標準：判断のよりどころや行動の目安となるもの）から“逸脱”といっているほどかけ離れている実態があり、それは世界の性教育が子どもの実態と質問・疑問・学びの要求から出発して実践内容が創られているのに対して、日本の場合は前提として“学習指導要領ありき”という発想で推進される内容となっている点に根本問題があります。さらにいえば学習指導要領にある、いわゆる“はどめ規定”（後述）は性教育をすすめていく上での足かせとなっており、子どもたちの学びに対する“はどめ”となっています。はどめとは、「車や歯車が回転しないようにすること」であり、転じて、物事が進行しないように食い止めることを表す場合に用いられる用語です。率直に言えば、学習指導要領とそれに基づいて各都道府県・市町村で作成されている「性教育の手引」は性教育を推進する内容とともに抑制・管理する機能を果たしている面があると言わざるをえないのが実際です。

最近（2018年3月16日）も東京都議会文教委員会において、古賀俊昭都議（自民党）が都内の公立中学校で行われた人権教育の一環としての「自分の性行動を考える」という授業について「不適切な性教育の指導がされている」、その点に関して「都教委はどう考えるか」と質問をしました。それに対して東京都教育委員会は、その質問で求められた現場の教師や学校関係者への「指導」をすすめるという答弁を行いました。

古賀質問で取り上げられた授業内容は、中学生たちに関わる性行動の実際、とくに予期せぬ妊娠、人工妊娠中絶、性感染症等をはじめとした深刻な現状を踏まえ、義務教育である中学校を卒業した後も健康で安全に、人生を主体的に生きてほしいという願いから、子どもたちの課題と知的要求に誠実に向き合い、保護者

の共感を得ながら学校ぐるみで検討し実践した授業です。その内容は、国際的なスタンダード（International Technical Guidance on Sexuality Education、ユネスコ編、浅井春夫・長香織・田代美江子・渡辺大輔訳『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』明石書店、2017年）を踏まえた「性を学ぶ権利」を子どもたちに保障するものです。こうした子どもたちの発達課題に答えようとする優れた性教育実践が、2003年7月の七生養護学校事件（<https://matome.naver.jp/odai/2137812598746265601>）の加害の当事者であり、地裁・高裁・最高裁のすべての判決で断罪された特定の都議と都教委によって教育現場への政治的介入を再び画策することが行われました。

質問の中で古賀都議は、その授業者が作成した「単元設定の理由」を読み上げました。

- 若年層の性行動を伴う妊娠、人工妊娠中絶、性感染症の拡大などが社会問題となっている。
- 全体の人工妊娠中絶の件数は減っているものの、十代の割合が高く、特に中学校を卒業すると急激に増えている現状。
- 若者の性行動をおおるような情報が氾濫する一方で、性に関する学習不足から、性交に伴う妊娠や性感染症に関する知識も自覚もないというのが大きな要因。

という内容で、古賀都議は、読み上げたただですぐに「不適切な性教育の指導がされている」と断じ、都教委に授業の内容を把握しているかを尋ね、さらに「私は問題があると思う。都教委はどう考えるか」と質問しました。都教委は「区教委と連携して徹底した調査をする。当該校の管理職及び全教員に指導を進める。全都の中学校長会等にも指導をする」等と答弁しました。こうした性教育バッシングが都議会で行われたのです（一般社団法人“人間と性”教育研究協議会声明、2018年4月6日 https://www.seikyokyo.org/text/NoteOfProtest/statement_01.html）。

七生養護学校事件からの15年は、教育現場にとって単純な“失われた15年”ではなく、性教育バッシングに対して多くの人たちの“再びは許さない！”という怒りが塊となった年月であり、子どもたちの人間的発達にとって性の学びと性教育実践が必要不可欠の時代状況にあることを確認する日々であったのです。この15年間の大きな国際的な時代状況の変化は、①HIV／エイズの深刻な広がりがあり、②若者の性の健康を守ることが共通の課題となってきたことであり、③決定的には、性教育実践の中身に「包括的性教育」が位置付けられたことです。

「包括的性教育」が日本において性教育の骨格に据えられることが今後の性教育政策と実践を創っていくうえで不可欠の課題となっています。いまこそわが国の性教育政策の転換のときであることを踏まえて、その具体的な内容を本稿で提

起するものです。

I. あらためて性教育の必要性の「エビデンス」(根拠)を問う ～子どもの性意識・性行動調査から何を読み取るか～

子どもたちの現状は“寝ている”などという牧歌的な状況ではありません。情報入手のツールとしてのスマホの所持率をみても、学校種別が上がるほど利用が多くなっており、2017年度現在、小学生では29.9%、中学生では58.1%となり、高校生では95.9%がいずれかの「スマートフォン(計)」を利用しているのが実際です。いずれの機器も利用していないのは小中高あわせて7.7%というのが実際です(内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査」2018年3月)。

もちろんテレビ・ラジオ、漫画、子ども間の口コミ・ウラ情報など性情報は子どもたちの身近にあふれているのが実際です。子どもたちは揺り動かされ、性情報が溢れかえる中でたたき起こされているのが実際です。

高校生の性知識の正答率をみますと(NPO法人ピルコン「高校生の性知識・性の悩みに関する調査」2016年7月～12月調査期間)、12の設問の平均正答率は3割となっています。設問と正答率のいくつかを紹介しますと、

問題	正答率	わからない
(1)「排卵はいつも月経中に起こる」(正解は×)	18%	65%
(2)「精液がたまりすぎると、体に悪影響がある」(×)	24%	64%
(3)「膣外射精は有効な避妊方法である」(×)	35%	52%
(4)「月経中や安全日の性交なら妊娠しない」(×)	38%	52%
(5)「低用量ピルは女性が正しく服用することでほぼ確実に避妊できる」(○)	17%	62%

などとなっています。

こうした性知識の貧困状態がさまざまなリスク行動につながっていきます。無知は問題行動と性的トラブルを誘発していくことは言うまでもありません。自分自身と人間のいのち・人権を大切にするためには、性を学ぶ権利をすべての子どもたちに保障することで、賢明な性行動を選択できるちからをはぐくんでいくことが求められています。

日本性教育協会「第8回青少年の性行動全国調査(2017年)」(日本性教育協会「『青少年の性行動』第8回調査報告」2018年7月、2017年調査)から、中高生の性行動の統計を紹介しますと、以下のような状況となっています。

【キス経験】	中学生男子：9.5%	女子：12.6%
	高校生男子：31.9%	女子：40.7%
【性交経験】	中学生男子：3.7%	女子：4.5%
	高校生男子：13.6%	女子：19.3%

【性的関心】	中学生男子：46.2%	女子：28.9%
	高校生男子：76.9%	女子：42.9%
【射精・月経の経験率】	中学生男子：37.2%	女子：81.2%
	高校生男子：84.1%	女子：94.3%

「いずれの調査時点においても、初交時の年齢が15歳以下の場合16歳以上と比べて避妊の実行率が低い」ことが明らかになっています(林雄亮編著『青少年の性行動はどう変わってきたか—全国調査からみる40年間』ミネルヴァ書房、2018年、83頁)。さらに「性教育や性知識と避妊の実行の関連についてもいくつかの知見が得られている。学校で性交について学習している者や、避妊についての情報を学校の性教育から得ている者ほど避妊の実行率が高く、学校での性教育は青少年の避妊行動に肯定的な影響を及ぼしている」ことを示しています(前掲、86頁)。こうした性行動調査の数値からみても、またさまざまな知見からも中学校段階で性行動や避妊・中絶を扱うことは性教育実践の必要最低限の内容となっています。

この30年間(1987年—2017年)の性行動の変化を「性交経験率」でみると、全体として確実に増加し一定の水準にあり、中高生段階から性交を含む性行動は日常的な関係性のなかにあります。中高生段階において「性行動(性交)」「避妊」「中絶」をめぐるテーマは、賢明な人生選択と共生関係をはぐくむうえで、学べき課題となっていることは明らかです。

表1) 性別、学校段階別の性交経験率の変化

調査年 回	1974	1981	1987	1993	1999	2005	2011	2017
	(第1回)	(第2回)	(第3回)	(第4回)	(第5回)	(第6回)	(第7回)	(第8回)
中学生男子			2.3	2.0	4.0	3.7	3.0	3.7
中学生女子			1.8	3.1	3.1	4.4	4.8	4.5
高校生男子	10.2	8.0	11.8	15.5	27.0	27.0	19.1	13.6
高校生女子	5.5	9.0	9.0	16.9	24.6	31.1	26.3	19.3
大学生男子	23.1	33.1	47.8	59.3	62.8	62.1	51.7	47.0
大学生女子	11.0	19.0	27.2	46.8	53.6	61.7	45.1	36.7

出所) 日本性教育協会「『青少年の性行動—わが国の中学生・高校生・大学生に関する第8回調査報告』(2018年)

この10年間余りで高校生男子の性交体験率が半減したことをとって、“草食化”という評価をする向きがありますが、いずれにしても人生のなかで恋愛・性交・妊娠・出産などの性行動を体験する歩みがあるのですから、さまざまな人生の性的局面に対応できる知識・行動・態度・スキル・価値観を学び、自らの性行動の選択・決定能力を形成する課題は不可欠になっています。

II. わが国の性教育政策のフェイク（虚構）

わが国の性教育政策は、子どもの実態と発達に関するフェイクによって構想されすすめられてきました。その政策の根底には、学校生活内では問題を起こさせない、問題行動の可能性をつくることがあってはならないという管理的発想と意思が貫かれています。裏を返せば、社会人になれば、どのような行動をしようと学校教育は関知せずというスタンスであり、社会的性的自立を展望した性教育政策ではなかったということになります。戦後から変わらぬ「寝た子を起こす」論による教育行政による性に関わる指導の本質がここにあります。

わが国の性教育政策の問題の第1は、「寝た子を起こす」論の虚構が依然として、わが国の性教育政策の根底に据えられている現状があります。繰り返し述べられてきたこの点はまさに事実誤認というよりも科学的で包括的な性教育を学校教育の現場で根づかせないための論拠となってきました。

『時事教育年鑑1953年版』（時事教育通信社、1952年、286頁）の「純潔教育」の項で紹介されている文部省「中・高生徒の性教育の根本方針（案）」によれば、「1、…性教育の基本は、生徒に性に関する知識を与えるというよりは、おう盛な活力、精力（エネルギー）を健全な方向に向けてやるような興味深い経験（スポーツ、広はんなレクリエーション活動等）を与えるようにすること」、「2、生徒の生理的成熟、発達には著しい個人差があることから、個別的指導が本体であること」、「3、性に関する知識（正しい健全な）を与えることは性教育全体から見るとほんの一部である」ことなどが記述されており、さらに「いたずらに新しい知識を与えることは、生徒の好奇心をしげきすることになる」（漢字への未変換などはママ-浅井）ことが述べられています。このような文献などをみても現在までの性教育政策の骨格は基本的に変わっていないといわざるを得ません。

国際的な多くの調査をレビューした分析では、適切な性教育の実施は“性行動を活発化させない”という実証結果が出ています。初めての性交に関する性教育プログラム影響を測定した63の研究のうち、プログラムの37%は初交体験の開始を遅らせたが、63%はまったく影響がありませんでした。「注目すべきは、初めての性交を早めるプログラムはなかった」し、同様に「プログラムの31%は、性交の頻度の減少（性交しない状況に戻ることを含む）につながった一方、66%は影響を与えず、3%は性交の頻度を増加させた。最後に、プログラムの44%が性交経験相手の数を減少させ、56%は影響を与えておらず、また性交経験相手の増加につながるものはなかった」という報告内容です。つまり①包括的性教育プログラムの3分の1以上は、初めての性交を遅らせ、②同様にプログラムのおよそ3分の1は、性交の頻度を遅らせ、③3分の1以上は全標本のなかで、また重要な標本のいずれかにおいて、性交経験相手の数を減少させているのです（前掲『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』42～43頁）。

第2に、いわば“性的発達の個人差・格差”の過度な強調という発達の視点の陥穽をあげておきます。性的発達だけでなく、身体的・精神的・学力的発達などは一並びではなく、生徒間の不均等な発達の実態を踏まえて教育実践はすすめられているのが実際です。同時に本来はどの子どもも落ちこぼすことなく、基本的な理解を保障していくことがめざされるべきです。性的な発達でいえば、発達の不均等な状況はあったとしても、どの子も基本的な発達の筋道を通るといふ発達論に依拠して、性教育は具体化されていくべき実践であるといえます。

性的発達を含めて発達には個人差・格差があるので、個別指導ですすめるべきというスタンスに立てば、クラス集団を基本にした学校教育などはそもそも成り立たなくなります。生徒の個人差・格差を強調することで、性教育に関しては個別指導へと連動する方針が導かれるのですが、とくに子どもの性意識・性行動の実際は事前に把握できるわけではありません。そうした個別指導を軸にした性教育が行われるとすれば、どのようなエビデンスが踏まえられるのでしょうか。個々の子どもの性的発達段階をどのように教師が把握できるのでしょうか。

また生徒の間で個別指導の対象として“選ばれる”ことで、その生徒への偏見を生みだす危険性も大きいといわなくてはなりません。いわば集団を基礎にしたいっせい教育を踏まえてこそ、個別の課題が実践者に見えてくるのが実際です。個別指導は必要に応じて実践されるべきことであって、性教育実践の基本を個別指導とすることは結局のところ担任教師任せにすることで性を学ぶ権利は教師の力量と判断にゆだねることになってしまいます。

さらに問題なのは、個別の課題に応じて個別指導（複数指導も含む）をしても、その内容は問題行動を起こした子どもへの生徒指導的な実践になってしまい、ゼロトレランス方針に合流していくという落とし穴に陥るのです。“性的発達の個人差・格差”の過度な強調論は、学校で包括的性教育をすすめることを阻害するための論理でしかないのが実際です。

第3として、「保護者の考え方がちがうので全員の了解を得るべき」という方針の問題をあげておきます。一人の保護者の“反対意見”があれば、性教育は実施せず、個別指導ですすめることになるのでしょうか。歴史、道徳などについては保護者の考え方がちがっても全員の了解を得るべきなどとは文科省・教育委員会は指導していません。性教育にだけなぜ保護者の了解を求めるのでしょうか。

上記の保護者の理解の課題は「学習指導要領」では「配慮」すべき課題としてあげられています。『中学校学習指導要領（平成29年告示）』（文部科学省、東山書房、2018年）でみれば、第1章総則の「学校運営上の留意事項」で「教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする」として「家庭や地域社会との連携及び協働を深めること」があげられています。家庭との連携は配慮しておくことは当然のことであり、これまでも教育現場では努力を重ねてきた課題です。

その点で東京都教育委員会の指導文書「中学校等における性教育への対応について」（2018年4月26日）いわゆる「4.26文書」では「※ 学習指導要領を超える内容を指導する場合には、例えば、事前に学習指導案を保護者全員に説明し、保護者の理解・了解を得た生徒を対象に個別指導（複数同時指導も可）を実施することなどが考えられる」という文書を公表しています。

こうした指導文書を出すのであれば、「事前に学習指導案を保護者全員に説明」する方法とシステムを明示すべきです。現場ではすでに保護者へのお便りやニュースなどで保護者の理解を得る努力がされており、それで何かクレームがあれば説明をしているのが現状です。こうした教育委員会の指導内容＝性教育の実施方針は、性教育をすすめるための工夫ではなく、子どもたちに必要な性教育の制限・規制の役割を担っているのが実態です。

Ⅲ. 性教育の理論的な方向を考える

1. 性教育の観点から学習指導要領をどう捉えるか

性教育を実践していく上で、これまでの東京都教育委員会に代表される指導の中身は、“学習指導要領の逸脱”は許されないという内容でした。とりわけ“はどめ規定”（小学校5年生の理科および中学校の保健体育）に係る抵触は許されないというものでした。

小学校第5学年の理科において、「B生命・地球」の項で「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」（『小学校学習指導要領（平成29年告示）』105頁）、さらに中学校保健体育（第3学年）では、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」（『中学校学習指導要領（平成29年告示）』129頁）と、はどめ規定が存在しています。はどめ規定が包括的性教育を学校現場ですすめる上で大きな障害となってきました。

しかし学習指導要領を読めば、本質的にはどめ規定などが存在する必要などないことです。その点で結論を先取りしていえば、はどめ規定は学習指導要領の次の改訂を待つことなく、即座に撤廃をすることが必要になっています。包括的性教育とはどめ規定はけっして両立することはありません。

「学習指導要領」とは「教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である」（前掲『中学校学習指導要領（平成29年告示）』17頁）ことが述べられています。

まず学習指導要領の性格は、教育課程の基準を大綱化した内容です。その点が基本で「学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていく」という性格を持っています。

第1章総則の「第2 教育課程の編成」の「3 教育課程の編成における共通の事項(1)内容等の取扱い」で、学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる」とされており、「いわゆる『はどめ規定』は、これらの発展的な内容を教えるはならないという趣旨ではなく、すべての子どもに共通に指導すべき事項ではないという趣旨であるが、この点の周知が不十分であり、趣旨が分かりにくいと、記述の仕方を改める必要がある」（文部科学省「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」、平成20年1月17日）ことが提起されています。この文言の意味は、すべての子どもに共通して指導することができる事項・課題であり、「特に必要がある場合には」十分に事前準備をしたうえで教えることができると解釈すべき内容です。

現行の学習指導要領は、「主体的・対話的で深い学び」という文言を繰り返して使っていますが、そうした学びを保障するうえで、はどめ規定は“百害あって一利なし”です。

2. 性教育の理論的發展方向の3要素

ではわが国における性教育の発展とはどのような内容をいうのでしょうか。学習指導要領および各都道府県で発行されている「性教育の手引」の特徴は、学習指導要領の基本的な考え方を逸脱して、標準を超えて教えることに関して“はどめ規定”が性教育發展の上限規制となっているのが実際です。その点では、時代の変化や子どもの実態から出発しているとはいえません。

性教育の理論的發展方向の第1に、時代と子どものニーズに正面から応える課題をあげておきます。これまでの性教育の大きな柱は、性教育カリキュラム編成のあり方として、各学年別にテーマを配列することで組み立ててきたといえます。もちろんそのテーマを配列するうえで子どもの現状が本来であれば念頭にあったといえますが、教育行政の指導が“はどめ規定”を設け、それを教育現場に押し付けてきたことで、テーマを超えて性教育を創造的にまた子どもたちや地域の現実に即してすすめることを制限することになってきました。

その点については表2「テーマ主義」と「課題主義」の比較を参照していただきたいと思いますが、日本の性教育は「テーマ主義」を骨格にしてきたといえ

表2) 性教育カリキュラムにおける「テーマ主義」と「課題主義」の比較—テーマ主義に批判的スタンスから—

比較の論点	「テーマ」を重視にした性教育実践	「課題」を重視にした性教育実践
① 実践の出発点・依拠する視点	性教育のテーマを学年・年齢ごとに配分したカリキュラムをもとにして、それに即して授業計画を立て、授業を構想することを基本とする。	地域や目の前の子どもたちの性意識・性行動の実際を踏まえて、どのような課題があるのかを探索することで、何を授業・実践を通して伝えたいかを構想することを基本とする。
② 子ども観の特徴	性的に無知な状態を「寝ている子どもたち」と認識するという事実認識の子ども観が根底にあることで、科学的な性知識を獲得することが、子どもの行き過ぎた性行動を誘発し活発化することになると考える。したがって学習指導要領で指定されたテーマに基づいて性教育の内容を限定することになる。	科学的な知識を獲得することで、子どもたちは賢明な行動をとるための性的自己決定能力を形成し、性的な発達をはぐくんでいくことになる。したがって具体的な課題に即して学ぶことを通じて、子どもは独自に主体形成をしていくことのできる発達の存在であると考えられる。
③ 「発達段階」の捉え方	研究分野では発達段階論がさまざまある中で、学習指導要領における発達段階は必ずしも整理された内容とはなっておらず、テーマに合わせた段階論を展開することで、発達を抑制する機能を果たすこともある。	性意識・性行動調査、子どもをめぐる性的現実、子どもの学びのニーズ、保護者の願いなどを踏まえて、「発達の最近接領域」を意識しながら、発達を動的に捉え促進していくスタンスである。
④ 学習指導要領へのスタンス	学習指導要領や都道府県別に作成された「性教育の手引」で提示された内容以上を教えることには抑制的に禁止的なスタンスをとっている。	学習指導要領や都道府県別に作成された「性教育の手引」を「教育課程の基準を大綱的に定めるもの」として捉え、「教育活動のさらなる充実を図っていく」スタンスである。
⑤ 「はどめ規定」に対する態度	学習指導要領に明記されている各学年に配置するテーマには「扱わないものとする」という「はどめ規定」を設け、教育実践を制限することは当然と考える。その規定を超える実践内容（テーマを扱うこと）は「行き過ぎた性教育」という指導・調査・注意の対象とする。	“はどめ規定”は子ども・生徒の現実とはかみ合っていない規定であり、自由で創造的な発展を阻害することとなり、本来的に学習指導要領に書き加えられる規定ではない。その合理的説明も一切されていないのが現状である。文書による強引な管理は教育実践にはなじまない。
⑥ 現場実践の発展のさせ方	指定されたテーマの範囲で「はどめ規定」に抵触しないように注意をして、創意工夫をして展開する。実践者の眼差しは子どもだけでなく、教育委員会・管理職に注がれている。	時代と子どもの事実・現実・真実を把握し、子どもの質問や疑問に正面から答えることを現場実践者が大切に、何を伝えたいのかを自立的に考え、確信をもって実践化していく。
⑦ 「主体的で、対話的な深い学び」の観点から	指定したテーマの枠内で、学年に配置されたテーマを超える場合は、個別的指導（複数指導は可）ですすめることが基本であり、学習指導要領で繰り返し強調される「主体的で対話的な深い学び」は、子どもたちのニーズからの学びの実際ではなく、子ども集団の分断と管理へと傾斜することになる。	子どもたち自身が身を置く現代社会と性における人間関係をめぐる課題を通して、主体的な学びを体験し、自らの意見を対話的な関係の中で獲得することで深い学びのプロセスを歩む可能性が広がる。学習指導要領の学び方を実現するのは、課題主義のなかに見出すことができる。
⑧ セクシュアル・リスク対応の観点	性教育のテーマは、具体的なリスクへの対応と回避ができることが重要であるが、たとえば中学生段階では「性行動」「避妊」「中絶」「性感染症」などのテーマはより具体的でなければならないが、「中絶」というテーマは高校生段階に位置付けられており、中学生の現実とはかけ離れている。また「コンドーム」は学習指導要領の解説書で取り上げられているのに、具体的な使い方については教えるスタンスは乏しい。テーマのこなし方は具体的であるべきである。	子どもの性的現実を踏まえて、多くの子どもたちが近いうちに直面する性行動の可能性（例えば中学生であれば性交渉経験者は数%いる）とリスクを想定して、課題の共有を踏まえて、何をテーマとして取り上げ、性教育実践としてこなしていくのかを検討していく必要がある。現実と課題のリアリティを踏まえれば、何を子どもたちに語っていくべきかが自ずと見えてくるといえる。
⑨ 国際的スタンダードの視点から	徹底して子どもの性的リアリティと子どもの学びの要求から出発する国際的スタンダードからみれば、「テーマありき」から出発する性教育の考え方は、逆立ちした性教育の考え方・すすめ方ということになる。	子どもと時代の現実と視点を当てて、そこから保護者や専門職などとの社会的連携の中で性教育実践を構想し、具体的な課題から出発することが実践の基本的なすすめ方である。そのため環境整備をすすめることは国・行政の課題である。
⑩ 性教育の目的	学習指導要領や各種の「手引」の枠内で教えることが自己目的になっており、具体的な課題にアプローチすることが目的になっているとはいえない。	子どもたちが自らのからだや性に関する新たな発見と学びを通して、人生の中で直面する具体的な性的状況への対応能力と人権尊重能力を形成することにある。

※私が使用する「テーマ主義」と「課題主義」のさしあたりの定義は、以下のように考えている。
「テーマ主義」とは性教育カリキュラムを構想し実践する際に、テーマを学年別に配列することが基本的作業となっており、それぞれの学年でどのようなテーマを授業で取り上げるかが性教育実践の軸となる考え方のことである。現在の文部科学省・教育委員会は基本的にこの立場にある。それに対して「課題主義」とは性教育カリキュラムを構想し実践する際に、課題（現代社会で直面する問題、解決したい問題、重視したい発達上の問題）とは何かを検討し、子どもや社会の現実と即して、何をどのように授業で取り上げるかを子どものニーズと現場実践者・保護者の要望を踏まえた性教育実践をすすめる考え方のことである。国際的なスタンダードとしての「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」などは基本的にこの立場にある。

ます。「はじめに」で紹介した都議会での質問にあるように、学習指導要領で「中絶」というテーマは高校段階で扱うことになっているので、中学校の授業では扱ってはならないという主張自体が子どもの現実と発達段階を無視しているといえます。その点では子どもの現実や地域・学校の現状を踏まえた課題を明確にして性教育実践の中身を検討していく「課題主義」の性教育の組み立てと実践が求められる時代状況となっています。

第2に、性的人権と性的発達の保障が性教育の基盤であることが求められています。そのためにはジェンダーの理解は不可欠の課題となります。性的人権と性的発達を侵害する行為として性暴力があります。性的人権の尊重は自らの性行動を自己決定していくことに集約することができます。性的自己決定能力をはぐくむためには性教育による性の学びが不可欠の条件となり、性教育実践は子どもの性的発達の課題とかがみ合った内容であることが求められます。性的発達の保障は、時代と子どものニーズを踏まえて、課題を明確にしてこそ具体化できるものです。おとなや教育行政が想定した人生の道程という枠のなかで設定していくのではなく、「課題主義」に則ってすすめることが必要な方向です。

第3は、「国際セクシュアリティガイダンス」（以下、「ガイダンス」）を活かす道を歩むことです。すでに世界の性教育のスタンダードとなっているのがこの「ガイダンス」です。国際水準の性教育のあり方を土台に、わが国の性教育をすすめていくことはわが国の性教育を発展させていく基本的あり方であるといえます。この内容は、次の「包括的性教育とは何か」で説明をします。

IV. 包括的性教育とは何か—「ガイダンス」（第2版、International Technical Guidance on Sexuality Education）で提起された構成—

1. 包括的性教育とはなにか

包括的性教育はセクシュアリティを精神的、心理的、身体的、社会的側面で捉えながら、カリキュラムを基盤にした教育のことです。自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊敬の上に形成される社会的関係と性的関係の構築、それぞれの選択がいかに自己と他者に影響するのかという気づき、生涯を通して自らの権利を守ることを理解と実行が具体化できるための知識・スキル・態度・価値観を子どもにも獲得させることが主な目的です。

以下、「ガイダンス」（第2版）の暫定的な訳にもとづいて包括的性教育の構成についてキーワードの説明を通して、その特質を確認していくことにします。

・包括的であること

包括的性教育は包括的で正確、科学的根拠に基づいた内容であり、かつ各年齢に必要な性に関わる情報を獲得する機会を提供しています。その内容はたとえば

性器、思春期と月経、生殖、現代の避妊法、妊娠と出産、HIV / AIDSを含めたSTI（性感染症）など、性と生殖の健康に関わるものです。一方で、それらだけに限定されるのではなく、他にも社会的文化的状況の中で難しいとされるようなことであっても、学習者にとって必要な情報である限り広範囲の話題を扱うものとなっています。

また包括的性教育で、健康と幸福の実現のために必要な分析的なものの見方やコミュニケーションスキルについて広範囲な学びによって学習者のエンパワメントを図ることがめざされています。その内容は例えば、セクシュアリティ、人権、健康的で尊敬しあう家族関係や他者との関係性、個人的/社会的価値観、文化的社会的規範、ジェンダーの平等、反差別、性における態度、暴力/ジェンダーに基づいた暴力、同意の実現、性暴力や害を及ぼしうる児童婚や女性性器切除などの慣習です。

また、ここでの「包括的」という意味は広域かつ深い学習という意味も含んでおり、1回きりの授業よりも、教育を通じて何度も繰り返し伝えられることのほうがよりよい方法と考えられています。

・人権的アプローチ

包括的性教育は人権、つまりは質の高い健康、教育、情報を享受する権利などを基に作成されており、またそれが理解できるようにつくられています。また人権的アプローチをとることによって、若者自身が自らの権利とともに相手の権利に気づき、また誰かの権利が侵されている際にはそれに対して立ち上がる力というのをも育成しています。また、包括的性教育をすべての人に平等に提供するためには、次のふたつの権利が大切にされることが重要です。ひとつは、若者が性に関して、強制や暴力から解放された環境下において、安全で責任のある、また自他ともに尊重をする選択の権利です。もうひとつは、自らを効果的に守るために若者が必要な情報を獲得する権利です。

・ジェンダーの平等

包括的性教育ではジェンダー規範がいかにより不平等をつくりだすか、また、そうして生みだされた不平等がいかにより若者の健康や幸福を阻害し、それだけでなくHIVやSTI、早期で意図しない妊娠、ジェンダーに起因した暴力等を防ぐためにどのように影響するのかということにも言及します。包括的性教育では、文化的、社会的、生物学的につくりだされたジェンダー規範を検証することなどによって、ジェンダーがいかにより一人ひとりの生き方を形づくとともに、いかに多様であるのかということを感じさせます。また、相互理解の基盤とともに、尊重しあえる平等な関係性の形成も促進します。それらによってジェンダーの平等を実現しようとしているのです。ジェンダーの視点を理解することは、包括的性教育がより

効果的なものになるためには非常に重要なポイントです。

・文化的関連性と適切な文脈

包括的性教育では、いかに文化的構造や規範が各自の選択や関係性に影響しているのかを学習者に理解させ、ときにはそれに対抗することも実践・練習することで、尊敬と責任ある関係を構築するためのスキルを養います。

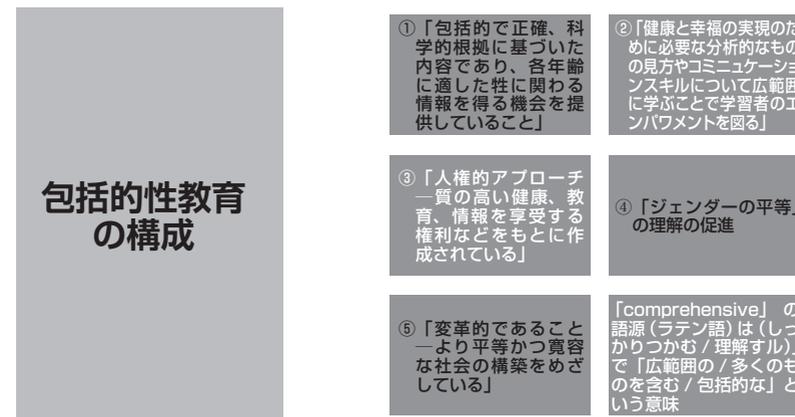
・変革的であること

包括的性教育は、個人・コミュニティのエンパワメント、批判的思考スキルの推進、若者の市民権の強化を唱えることで、より平等かつ寛容な社会の構築に貢献します。そうすることで学習者に性の権利と健康に対するポジティブな価値観・態度や自尊心、人権やジェンダーの平等という視点を育成していくのです。それに加えて包括的性教育では若者に対し、自らの選択や行動に、他者への影響も踏まえて責任を持てるようにエンパワメントします。包括的性教育は若者が他者を相手の人種、社会的経済的立場、移民であるかないか、宗教、障がい、性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性自認）・表現・特徴に関わらず、尊敬と寛容、忍耐、共感を持って接せられるようなスキルの構築をめざしています。

・賢明な選択のために必要なライフスキルの育成

賢明な選択のために必要なライフスキルとしては、正しい情報をもとに選択ができること、効果的なコミュニケーションができること、自分の主張ができることなどがあげられます。これらのスキルは、若者が互いを尊敬しあえる健全な関係を家族、仲間、友人、恋人、セクシャルパートナーなどと築くためのサポートをします。

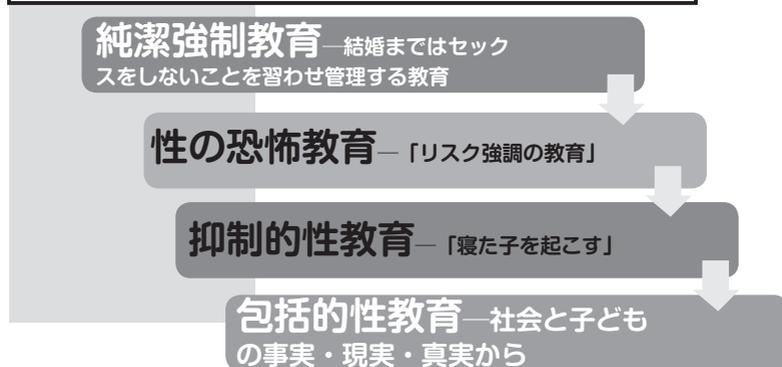
図1) 包括的性教育の構成



世界の性教育の歩みをみますと、大きな流れとして図2)のように整理することができますが、実際には世界にはこれらの「性教育」が併存しているのが現状です。①純潔強制刷り込み教育は宗教的な儀式などを通じて結婚まではセックスをしないことを誓わせる「教育」です。これはアメリカなどでも強力にすすめられている現実があります。②性の恐怖教育は、性病などの怖さを強調することで、性行動から若者を遠ざけとりくみで、わが国の教育現場でも長く実践化されていた現状がありました。③は教育行政が基本的にすすめてきた「寝た子を起こす」論という性教育の誤った対象認識をベースにした「抑制的性教育」というものです。

こうした性教育をめぐる大きな変遷がありながら、世界の性教育は、明確に「包括的性教育」の本流を形成しているのが現状です。

図2) いま、なぜ包括的性教育なのか —世界の英知が結実した理論と実践—



おわりに—包括的性教育が学校現場で活かされる道—

東京都教育委員会（都教委）は、2018年8月3日～23日に、都内の全公立中学校等624校に「性教育（中学校）の実施状況調査」を行い、その結果を9月13日に公表しました。調査は全部で5問、校長名で回答がされています。

「学習指導要領に示されていない内容を指導することも必要だと思う」という項目に対し、4%が「とてもそう思う」、42%が「そう思う」と回答しており、合わせて46%となっています。いわゆる管理職のレベルでも約半数が学習指導要領を超えて性教育の実践をすすめることの必要性を感じていることが明らかになりました。また「生徒は、性に関する正しい知識を身に付けている」かについては約半数が身に付けているとは思わない現状が明らかになりました。性教育政策の基本問題について、その実際が明らかになってきたといえます。

同時に、学校における性教育の推進に関しては、89%が「医師などの外部講師の活用が効果的」と答えており、79%が「都教委などから外部講師を派遣してほしい」と要望をしています。

都教委の今回の調査が、性教育の「外注化」（＝外部講師への委託）方針に道を開くことを前提にした調査内容であり、そのための根拠づくりの材料にすることが目的であったといえます。

今回の設問の特徴は、学校で性教育を推進し運営する上での困難や解決したいこと、さらに教育行政サイドにしてほしいこと、予算措置や人員の希望等、学校でまともに性教育をすすめるための必要な問いがほとんどないことも、本調査が何のために実施されたのかがわかります。

こうした「外注化」方針は、都教委の性教育政策の矛盾を解決するための苦肉の策であったといえます。各種世論調査で「中学生にも性交、避妊、人工妊娠中絶、性感染症、性暴力等、大切なことをしっかり教えるべき」という声は圧倒的です。

こうした声に応えて、子どもたち、青年たちに包括的性教育を学ぶ権利を保障していくことが求められています。いまこそ包括的性教育をすべての子どもたちが学べることをめざして、性教育政策を国際的スタンダードに準拠し、実践を創りあげていくことが課題になっています。

【参考文献】

- ・浅井春夫・長香織・鶴田敦子編『性教育はなぜ必要なんだろう？—包括的性教育をすすめるための50のQ&A』大月書店、2018年
- ・<https://en.unesco.org/news/urges-comprehensive-approach-sexuality-education>（『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』第2版）